

代理人による各種証明書の交付請求について

委任を受けた人（代理人）が、委任状を持参し、窓口で交付請求書に必要事項を記入していただきますので、次の点に留意してください。

代理人は窓口で本人確認書類（運転免許証等）の提示が必要です。

- 1 どの証明書が必要ですか
- 2 どなたの証明書が必要ですか
- 3 何通必要ですか。
- 4 別世帯の住民票の写しが必要な場合、請求理由が必要になりますので、交付請求書に「必要な理由」及び「提出先」を記入してください。

また、場合によっては疎明資料の提示が必要になります。

- 5 住民票の写し等に「本籍」及び「世帯主・続柄」の記載が必要かご確認ください。
- 6 住民票の写し等に個人番号や住民票コードの記載が必要な場合、請求理由が必要になりますので、交付請求書に「必要な理由」及び「提出先」を記入してください。この場合、代理人に手渡しはできませんので、本人（委任者）へ郵送します。
- 7 戸籍関係（身分証明書を除く）は、本人・直系親族（祖父母、父母、子、孫等）・配偶者の証明書が請求できます。

それ以外（兄弟姉妹等）の証明書が必要な場合、請求理由が必要になりますので、交付請求書に「必要な理由」及び「提出先」を記入してください。

また、場合によっては疎明資料の提示が必要になります。

- 8 身分証明書は、本人（委任者）分以外は請求できません。
- 9 住民異動届について
 - ① 異動日や住所、世帯主を正確に記入してください。
 - ② 転入手続きでは、前住地の「転出証明書」が必要ですので、お忘れなく持参してください。また、マイナンバーカードをお持ちの方は併せて持参してください。
 - ③ 特例転入の場合、マイナンバーカードもしくは住基カードを持参してください。